

委託業務特記仕様書

第1条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に準じて実施しなければならない。

2) ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものととする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

第2条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」に準ずる。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものに準じて適用するものとする。

（参考 徳島県HP）：トップページ→県土づくり→建設技術（その他の関連リンク）→
各種基準・設計積算関連の制定・改定→委託業務共通仕様書

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/200903310009/>

第3条 本業務は、徳島県県土整備部道路整備課「徳島県橋梁定期点検マニュアルVer.4 平成27年7月」、国土交通省道路局「総点検実施要領（案）【橋梁編】平成25年2月」、「特定の条件を満足する溝橋の定期点検に関する参考資料（平成31年2月 国土交通省道路局 国道・技術課）による2巡目以降の定期点検業務」及び「記録様式作成にあつての参考資料（道路橋定期点検版）（平成31年2月 国土交通省道路局 国道・技術課）」に基づき実施するものとし、特記事項は、次のとおりとする。

1 点検計画の精査等

- 1) 当初計上している点検方法（使用機械等）は想定であるため、受注者が現地踏査時に点検方法や交通規制について精査すること。
- 2) 交通規制を伴う橋梁については、規制方法や規制時間帯を関係機関（所轄警察署等）と十分に事前協議すること。これらの結果を踏まえて受注者が点検計画書を作成し、発注者と協議した上で、実施の点検方法や交通規制を決定するものとする。
- 3) 前項の協議の結果、足下条件、直接経費、安全費が変更になる場合は、設計変更の対象とする。

2 書類、写真

1) 資機材、交通誘導警備員の書類

資機材や交通誘導警備員の実使用（配置）日数を把握するため、次の書類を提出すること。

- ・橋梁点検車、高所作業車のリース伝票の写し
- ・交通誘導警備員の勤務伝票（警備会社発行のもの）、有資格者（交通誘導警備員A）の資格証の写し
- ・船舶の勤務伝票

※自社の資機材を使う場合等でこれらの書類が準備できない場合は事前に監督員と協議すること。

- ・これらの集計表。

2) 状況写真

- ・調査状況（点検人数、使用する資機材、交通誘導警備員の配置状況）が分かる写真を提出すること。

3 現地踏査時の留意事項

通行に支障のある路面変状等を確認したときは、すみやかに監督員に報告すること。

4 定期点検時の留意事項

1) 橋梁の全景写真を撮影し、点検調書（写真帳）に入れること。

- ・路面上の全景（起点側、終点側）
- ・橋梁側面の全景（両側）

※側面の写真は、谷上の橋梁などにおいて、撮影が不可能な場合は除く。

2) 高欄、防護柵、照明灯、標識などの付属施設も目視点検を行い、点検調書に記録すること。

3) 時間的に可能な限り次の作業も行うこと。

- ・コンクリート構造物（鋼板接着等の補強材も含む）の損傷程度を正確に把握するため、打音調査を併用すること。
- ・コンクリート構造物に「うき、剥離、鉄筋露出」がある場合は、健全部及び損傷部のかぶり厚を計測すること。
- ・応急措置（第3者被害の可能性のあるうき・剥離部の撤去、附属物の取り付け状態の改善、防錆スプレー実施、ボルトの再締め付け等）を行うこと。なお、実施した応急措置は記録し報告すること。

4) 第3者被害予防措置の対象橋梁については、これらの他に「総点検実施要領（案）」に準じて作業を行うこと。

5 健全性診断会議

点検結果については、徳島県建設技術センターの「健全性診断会議」において精査するため、受注者は監督員の指示する資料等を提出すること。

6 テクリス

本業務は、テクリスの登録義務業務とする。

7 安全等の確保（墜落防止チェックシート）

受注者は、本業務で高さが2m以上の箇所で行う場合は、作業日毎に「墜落防止チェックシート」により点検を行い、その記録を保管しておかなければならない。